

令和7年度 湖西市内墓園・墓地・納骨堂需要等調査業務委託仕様書

1. 業務名

令和7年度 湖西市内墓園・墓地・納骨堂需要等調査業務委託

2. 業務目的

本業務は、近年の市営墓地の利用状況、市民の合葬等ニーズ、人口ビジョン等に鑑み、湖西市内の墓園・墓地・納骨堂（以下「墓地等」という。）の将来（2050年までを想定。以下同じ。）の需要を適切に推計することにより、今後の墓地等経営許可業務に役立てるとともに、将来公営墓地等の供給不足が見込まれる場合には、必要と想定される範囲内で公営墓地等の形態、規模、場所、事業費等についての検討を行い、本市に最適な公営墓地等整備基本構想（案）を策定することにより、将来に渡って市内の良好な衛生環境を確保するよう役立てることを目的とする。

3. 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4. 執行体制

受託者は、本業務を適正かつ迅速に履行するにあたり、次の体制を構築しなければならない。

(1) 受託者は、統括責任者を配置しなければならない。

統括責任者は、受託者と3か月以上の直接かつ恒常的な雇用関係を有する者であって、本業務全体を統括するために必要な知識及び経験又は資格等を有するものとする。

(2) 受託者は、常時連絡の取れる業務責任者を配置しなければならない。

業務責任者は、受託者と3か月以上の直接かつ恒常的な雇用関係を有する者であって、本業務の履行に必要な知識及び経験又は資格等を有するものとする。なお、業務責任者は、統括責任者と兼務することができないものとする。

(3) 受託者は、業務担当者を配置することができる。

業務担当者は、受託者と3か月以上の直接かつ恒常的な雇用関係を有する者であって、本業務の履行に必要な知識及び経験又は資格等を有するものとする。なお、業務担当者は、統括責任者又は業務責任者と兼務することができないものとする。

5. 提出書類

受託者は、本業務を円滑に実施するため、契約後速やかに業務着手届、業務工程表、総括責任者、業務責任者及び業務担当者届を市（以下「委託者」という。）に提出し、承認を得るものとする。

6. 打合せ・協議

本業務を適切に遂行するため、業務着手時に1回、中間時1回、業務完了前1回、その他必要に応じて随時打合せ・協議を実施するものとする。受託者は、打合せ後、速やかに打

合せ記録簿を2部作成し、各々保管するものとする。

7. 業務内容

本業務の内容は、次のとおりとする。

なお、本仕様書に定める業務内容は、本市が委託する当該業務の受託者を選定することを目的に現時点で想定する最低限の内容を示すものである。よって、プロポーザルの際に本仕様書に記載されていない内容の提案があり、当該提案内容が適切であると本市が決定した場合は本仕様書に追加し契約の仕様書とするとともに、提案者はその提案を誠実に実行するものとする。

(1) 市民意識調査の実施及び集計

ア 調査内容の決定及び調査票の作成

業務目的の達成に必要な調査内容を検討、提案し、調査票（案）を作成のうえ委託者の承認を得ること。

イ 発送準備

前号アで承認を得た調査票及び受託者にて購入した返信用長3封筒（テープ付）に委託者から指示を受けた印字内容を調査件数分印刷し、発送用角2封筒へ封入したうえ、その一式を委託者へ提出すること。

※市民意識調査件数は、1,500件とする。

※発送用角2封筒は、初回打合せ時に委託者から手渡しすることとする。

※委託者へ提出された発送用角2封筒一式は、委託者にて宛名を貼り付け委託者自ら発送することとする。

※返信用長3封筒（テープ付）は、受託者負担で購入すること。

※返信用封筒の郵送に要する費用は、委託者負担とする。

※返信用封筒の料金受取人払に関する郵便局との手続は委託者で行う。

ウ 集計

委託者へ返送された記入済の調査票について、委託者から受託者着払いで送付を受け、集計作業を行うこと。集計結果は、速報値を委託者へ報告すること。

(2) 市内法人の墓地等の経営状況及び将来計画等に係る調査の実施及び集計

ア 市内で墓地等を経営する法人（全42法人を予定）に対し、令和7年10月1日現在の墓地等の空き状況、年間の出入傾向、将来の墓地等の拡大・縮小予定（拡大又は縮小の形態や収容数の増減）等を調査すること。

イ 調査内容の決定及び調査票の作成、発送準備並びに集計の方法は、前号の市民意識調査に準じて行うこと。

(3) 市内墓地・納骨堂の将来需要の推計及び分析並びに公営墓地等整備基本構想（案）の策定

ア 前2号の調査結果及び湖西市利木墓園（市営墓地）の過去の利用実績並びに市から提供する人口ビジョン等をもとに、市内墓地等の将来需要を適切に推計、分析すること。

イ 推計、分析の結果、将来公営墓地等の供給不足が見込まれるときは、公営墓地等の形態、規模、場所（市から提示する場所を含む。）、事業費等について検討を行い、当

市に最適な公営墓地等整備基本構想（案）を策定すること。

なお、将来公営墓地等の供給不足が見込まれない場合にあつては、公営墓地等整備基本構想（案）の策定は行わず、変更契約（減額）を行うこと。

ウ 前号イの公営墓地等整備基本構想（案）には少なくとも次の資料を添付すること。

(ア) 公営墓地等整備基本構想（案）は、本業務完了後に市が内部関係者や外部利害関係者等向けに合意形成を図るための説明用資料として役立てることができるものとして2案以上を作成するものとし、案それぞれに対して概略平面図、外観パース（俯瞰図）等、完成後のイメージが明確となる図面等資料を作成すること。なお、当該資料では、墓地区画や納骨堂などの建築構造物のみならず、敷地全体（駐車場や東屋などを含む。）のイメージも示すこと。

(イ) 提案ごと将来の概算工事費を積算し、その内訳及び根拠等（見積りや引用元など）を示すこと。

(ウ) なぜその提案に至ったのかを明確にするとともに、その根拠（需要算定の分析結果、国の動向、日本国内の墓地等整備傾向など）を示すこと。

(4) 成果品

成果品は次のとおりとする。なお、これら成果品は全て委託者の帰属とし、受託者は委託者の許可なく成果品を公表し、貸与し又は使用してはならない。

ア 報告書（概要版） 30部、電子データ一式

イ 報告書

（詳細版。アンケートから基本構想までの全てを網羅すること。）

製本3部、電子データ一式

ウ 完成イメージ図等

原図各3部、電子データ一式

エ その他委託者が必要と認めるもの

※電子データは、CD-ROM又はDVD-ROMにて納めること。

8. 貸与資料

業務の遂行に必要な資料な収集、検討等は原則として受託者が行う。ただし、委託者が所有するもので貸与して差し支えない資料等は所定の手続のうえ、受託者に貸与するものとする。この場合において、受託者は、貸与された資料等は業務完了時まで全て委託者へ返却するものとする。

9. 秘密の保持

受託者は、本業務の遂行上知りえた一切の事項については、これを第三者へ漏らしてはならない。委託期間が終了しても同様とする。

10. 疑義

契約の仕様書に定めのない事項については、委託者・受託者協議して定めるものとする。

11. 業務の遂行

業務を遂行するにあたって、受託者は、委託者の意図及び目的を十分に理解したうえで、

必要な事項について甲の指示を受けるものとする。

12. 瑕疵

受託者は、本業務完了後に成果品の瑕疵が発見された場合、受託者の負担において補修するものとする。

以上